

令和3年第4回（12月）富田林市議会定例会

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者  | 発言の主題   | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|---|---|
| 1        | ふるさと富田林<br>代表質問<br>3番<br>坂口 真紀<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. ヤングケアラー支援について<br><br>2. 本市におけるDXを見据えたデジタル化推進の体制構築について<br><br>3. 新たな財源確保に向けて  | (1) 本市でのヤングケアラーの実態について<br>(2) 小中学校でのヤングケアラーに対する取り組みについて<br>(3) 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラー対策について<br>(4) 福祉なんでも相談窓口を中心とした重層的支援体制について<br>(5) ケアラー支援条例の制定に向けて<br><br>(1) 本市におけるDX推進の目的について<br>(2) 組織体制の整備、マネジメント体制の構築について<br>(3) BPR（業務改革）の推進計画について<br>(4) デジタル人材の確保・育成、ITリテラシーの底上げについて<br>(5) テレワーク推進におけるペーパーレス化などの一体的な環境整備について<br><br>(1) 広告掲載事業の内容と収入金額について<br>(2) ネーミングライツ導入に向けた今後の取り組みについて<br>(3) 実績に向けた効率的・効果的な取り組みについて  |
| 2        | 公明党<br>代表質問<br>15番<br>高山 裕次<br><br>(質問方式)<br>一問一答    | 1. マイナンバーカードの普及促進に関する取り組みについて<br><br>2. 新型コロナウイルスワクチンのこれまでの経過と今後の計画について<br><br>3. 「デジタルいじめ」のない環境づくりを求めて<br><br>4. 市民の安心・安全を守るまちづくりの推進 | (1) これまでの普及状況や取り組みについて<br>(2) 新たなマイナポイント付与施策が実施された場合における本市の交付及び支援の体制について<br>(3) 身近な場所での申請支援のため、商業施設等での出張申請サポートの実施を求めて<br><br>(1) 本市における初回接種(1回目、2回目)のワクチン接種状況について<br>(2) 今後、実施される追加接種(3回目接種)にむけての本市の取り組みの現状について<br><br>(1) 学習用タブレットの活用状況について<br>(2) 「デジタルいじめ」や「情報漏洩」をさせないためのリテラシー教育を求めて<br>(3) 改めて、自分や相手の「命」の大切さを考える機会と、悩んだ時の相談体制を求めて<br><br>(1) 安心・安全な消防体制の構築について<br>① 昨年の119番通報の状況について<br>② 「映像システム」ライブ映像119の導入について<br>(2) 学校での防災教育について<br>① 中学校における防災教育の現状について<br>② 地域防災の担い手として、中学生を対象とした防災リーダーの育成を求めて<br>(3) 防犯カメラの設置促進と計画的な更新や維持管理について<br>① 町会等が管理する防犯カメラのメンテナンス等に係る費用補助について<br>② 町会等が管理する防犯カメラのリース料を含む補助の拡充について<br>③ 市設置型防犯カメラの計画的な更新方法について<br>(4) 安全・安心な水道水の供給について<br>① 和歌山市の水管橋事故を受けて本市の状況は<br>② 本市水道管の耐震化の状況について<br>③ 安全・安心な水道水の安定的な供給に向けて(ソフト・ハード面での取り組みについて) |

令和3年第4回（12月）富田林市議会定例会

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者   | 発言の主題   | 発 言 の 要 旨   |
|----------|---|---|---|
|          |   | 5. 生活環境の保全<br>について  | (1) 雑草処理作業のサポート体制の導入を<br>(2) 道路端などの雑草処理対応とこれまでの事例について   |
|          |   | 6. 脱炭素社会の実<br>現に向けて   | (1) 太陽光発電などの普及について<br>①現状と今後の対策について<br>②家庭用蓄電池の補助制度導入を<br>(2) 公用車に電気自動車を導入することについて<br>①本市の公用車の現状について<br>②脱炭素社会に貢献し、なおかつ、災害時には蓄電池として活用できる<br>「電気自動車」を国の補助金を活用して公用車に導入してはどうか。   |
|          |   | 7. 保育所等におけ<br>る紙おむつの取り<br>扱いについて                                  | (1) 保育所等における紙おむつの処分状況について<br>(2) 紙おむつの処分について各保育施設で対応が異なる理由について<br>(3) 保護者、保育士の負担軽減のため、全ての保育所等で処分することを求<br>めて  |
|          |   | 8. 市役所業務のテ<br>レワークの推進に<br>ついて（自治体DX<br>推進計画に基づい<br>て）             | (1) 本市におけるテレワークのこれまでの実施状況と課題について<br>(2) 今後のテレワークに対する本市の考えを聞く<br>(3) 市職員テレワーク推進計画の作成など、目標を定めた推進を求めて考え<br>を聞く   |
|          |   | 9. 富田林市きらめ<br>き農業塾への支援<br>について                                    | (1) 農業塾の現状や課題について聞く<br>(2) 現在の市の関わりについて聞く<br>(3) 今後、財政支援をはじめ市として新しい支援ができないか聞く   |
| 3        | とんだばやし未来<br>代表質問<br>5番<br>尾崎 哲哉<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 町会・自治会に<br>ついて   | (1) 本市における町会・自治会の位置づけについて<br>(2) 町会・自治会が抱える課題点および対応策について<br>(3) コロナ禍等における自治会活動低下の懸念およびその対応策につい<br>て<br>(4) 町会・自治会加入率の推移と低下による問題点および加入率向上対<br>策について<br>(5) 地域をつなぐアプリ「結ネット」について |
|          |   | 2. 国道309号沿<br>いの近隣市の商業<br>施設開発に伴う交<br>通渋滞について                     | (1) 堺市美原区や松原市は今回の商業施設開発に対し、国道309号の<br>交通渋滞緩和のためどのような対策を講じているのか<br>(2) これらの商業施設の開発に際し、本市は当該市や国道309号管理<br>者である堺市および大阪府に対し、渋滞緩和に向け何か提案や要望を<br>しているのか                             |
|          |   | 3. 近畿運輸局との<br>「地域連携サポ<br>ートプラン」協定の<br>提案書に基づく具<br>体化、進捗状況に<br>ついて | (1) 具体化に向けた富田林市交通会議での議論、協議内容について<br>(2) 国制度を活用した地域公共交通計画の策定について<br>(3) 地域公共交通の試験運行と、市民への情報発信について<br>(4) 公共交通機関の利用促進と利便性の向上について  |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者   | 発言の主題                                       | 発言の要旨  |
|----------|---|---|--|
|          |   | 4. コロナ禍の小中学校においてのこれまでの取り組みと今後の対応に関する展望について  | (1) 小中学校の児童・生徒に対しひとり1台のタブレット端末を配備した後の活用状況について<br>(2) 教職員に対してのサポート環境について<br>(3) 第6波が来ることを想定し、オンライン授業が必要となった場合に対応できる状況にあるのかどうか。現在の取り組み状況と、見つかっている課題等について<br>(4) オンライン授業実施時において、各家庭の事情や状況に応じた柔軟な対応が各学校でおこなえる環境は整えているのか<br>(5) 感染拡大時における学校開放事業と各公共施設の運用状況の整合性について<br>(6) 感染拡大時において中学校部活動を行う場合の方針づくりについて  |
| 4        | 日本共産党<br>代表質問<br>17番<br>岡田 英樹<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 市民の置かれている状況について<br><br>2. 新庁舎の建て替え問題について | 給与所得者の収入段階別調、生活保護世帯数、就学援助率、年間出生数、保育所の保育料算定基準階層別区分での分布状況、国民健康保険料の1人当たり年額、介護保険料の1人当たり基準保険料、ひとり親世帯数、保育所待機児童数、特養待機者数、1人当たり市民税・所得税額などについて、最新の指標と、5年前、10年前との比較と、所感を聞く<br><br>(1) 庁舎建て替えの目的をあらためて確認する<br>市長は、熊本地震で庁舎が被災し行政機能に大きな支障をきたしたことを受け、耐震性能を持つ庁舎をつくること、すべての人にやさしい、使いやすい庁舎をつくることを最優先の課題と認識されているのか<br>(2) 庁舎に求められる耐震性能の基準が進化していることについて<br>すばるホールの耐震性能を尋ねたところ、「新耐震基準で建てられているから問題ない」と答弁があったが、40年前の基準ではなく、現在の国土交通省が定める官庁施設の総合耐震基準から見て、構造体I類、非構造体A類、建築設備甲類の基準を満たしているのか、<br>(3) 国土交通省にもとめられる総合耐震基準を満たさない庁舎に分散移転させてしまうのでは、市民と職員の安全を守れない。庁舎建て替えの原点に立ち戻り、基本計画通り現在の場所に全面建て替えすべきだと考えるが、市の見解を<br>(4) すばるホールに市役所を分庁舎化するのは、問題がありすぎる<br>①庁舎整備基本計画のなかでは、本移転も仮移転もすばるホールを使うことなど全く想定されていない。建設費用の縮小を優先するなら、仮設庁舎や仮移転先の改修費が全くかからない基本計画で提案された「ケース7」を、移転先施設の市民の利用を妨げないためには庁舎敷地内に仮庁舎を建てる「ケース9」を採用すべきでは<br>②推定活断層の上にわざわざ庁舎機能を移転させると、すばるホールを耐震補強するには費用がかかり過ぎ、耐震補強をしないで移転するのは危険すぎるのでは<br>③移転させようとしている部署は、大地震で被災した場合に災害復旧の中心にあたるはずの担当課で、市役所本庁の災害対策本部から離されて配置されてしまうことは問題では<br>(5) 市の文化活動の拠点であるすばるホールの機能を止めてはならない |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題 | 発言の要旨   |
|----------|-------|-------|---|
|          |       |       | <p>(6)すばるホールへの一部庁舎移転を仮移転から本移転にする方針変更の理由に経費削減をあげているが、疑問がある</p> <p>①市長の提案は経費を削減したのではなく、確保すべき安全性と防災機能の削減です。おまけに市民が利用できていた文化施設の削減では国がもとめる基準どおり耐震補強を行うと、現地全面建て替えのプランより、はるかに経費が増大するのでは</p> <p>②市民の命をまもる防災拠点となる市庁舎はとことん予算を縮小するのに、なぜ若松地区の再整備事業だけ費用を拡大するのか。事業計画変更について、現在の市の考えは</p> <p>③コンストラクションマネジメントとして約7000万円をコンサル業務に支払う契約をしている会社とその機能を果たしていないのでは</p> <p>(7)市民の声を聞くための、パブコメの実施や市民説明会の開催の予定は</p> <hr/> <p>3. 企業や市民から市への寄贈・寄付の申し出があった際の、受け入れ手続きのあり方について</p> <p>(1) 現在、寄付を受けるにあたり、どのような基準を設けられているのか</p> <p>①どのような要綱に基づいて手続きされているのか</p> <p>②受け入れの審査過程と、寄付の可否を判断する議論の過程の記録は</p> <p>③寄付の申し出を受け付ける部署、受領の可否を判断する部署はどこか</p> <p>④過去3年程度の寄付の申し出件数、及び受領件数、種類別の内訳は</p> <p>(2) 市に寄贈されたオゾン発生器について</p> <p>①このオゾン発生器を設置した企業は、装置は寄贈だったにもかかわらず、「富田林市が導入」「富田林市様に導入いただいたノウハウを『富田林モデル』として各学校・自治体への普及活動を」すすめる営業に利用していることは問題では</p> <p>②企業からの寄贈については営利活動に利用されないように、基準を定めていくべきでは</p> <p>③機器受け入れは、どのようなメンバーで、どういった検討をされたのか</p> <p>(3) この装置に問題ありとする声について</p> <p>①富田林医師会から市に対して、オゾン発生器の撤去を求める要望書が提出され、学校医の反対もあり、どのように受け止められたのか</p> <p>②導入決定までの経過とその後の設置までの流れ、関係者への意見聴取や説明会などの開催状況は</p> <p>(4) このオゾン発生器は、子どもたちが安心安全のために、撤去も含めて再検討すべきでは</p> <p>(5) 公園の遊具などの寄付の扱いについて</p> <p>①この間の公園への遊具等の寄付の状況は</p> <p>②市の所有地である公園に対して寄付の申し出があった際の手続きは</p> <p>③今後、公園遊具などの寄付は、関係する地域住民の方々に事前に意見を聞くべきでは</p> <p>④理由があつて遊具を撤去する際にも、丁寧な説明が必要では</p> <p>⑤寄付を受けた遊具も市費で購入した遊具同様の安全性の確認が必要では</p> <p>⑥公園の遊具全般について、市の財産としてどのように台帳管理や、公園遊具の定期点検、メンテナンスの状況は</p> <p>(6) 金剛公民館・図書館の敷地内に置かれている二宮尊徳像について</p> <p>①駐輪場や車の駐車場や、公民館の部屋を増やしてほしいという要望に活用すべきでは</p> <p>②二宮尊徳像の寄付の申請から受け入れの可否の決定、設置に至るまでの経過について詳細は</p> <p>③夜にスポットライトをあてているが電気代は</p> <p>④二宮尊徳像と石碑は、金剛公民館・図書館という社会教育の場には相応しくなく撤去が適当では</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者   | 発言の主題                     | 発言の要旨   |
|----------|---|---------------------------|---|
| 5        | 自由民主党<br>代表質問<br>1番<br>西川 宏<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 本市における学校教育のありかたについて    | (1) GIGAスクール構想の進捗状況について<br>①小中学校でのタブレットの主な利用方法やアプリの活用状況<br>②現場の先生方への支援内容とGIGAスクールサポーターの活用状況<br>③タブレット持ち帰りの状況、また破損や故障の状況とその対応<br>(2) 不登校児童・生徒に対する支援の現状について<br>①小中学校における全国の不登校の現状や本市の状況<br>②不登校や教室に入れない子どもたちへの対応や課題<br>③不登校特例校を設けてはどうか                              |
|          |   | 2. 市民の安心・安全・いのちを守るまちづくり   | (1) 子供たちの安心安全を求めて<br>①市が管理する公園の数<br>②公園のメンテナンス年間計画や巡回頻度<br>③遊具・施設の修繕、トイレの管理（掃除など）<br>(2) 道路などの危険箇所について<br>①渋滞その他交通全般の危険に対する市の取組を聞く<br>②災害等を想定した街路樹等の維持管理  |
|          |   | 3. 公共交通の利便性について           | ①コロナ禍において公共交通機関を利用する人流の変化<br>②鉄道駅での鉄道と路線バスとの乗り継ぎ利便性の向上を求めて<br>③金剛バスの運賃支払いキャッシュレス化を求めて   |
|          |   | 4. 本市のごみに対する考え方、ごみ処理等について | ①ごみの分別、収集等の現状<br>②ごみシールの種類、配布方法、配布枚数と料金<br>③余った無料ごみシールの有効利用について、回収してポイント付与、何かの景品と交換や抽選など新たに考えてみては<br>④SDGsの観点から資源プラスチック製容器包装ごみの回収を増やせないか<br>⑤ごみ出しに対する市民へのさらなる啓発のため、富田林版ごみアプリを開発してはどうか（高槻市ごみアプリを参考に）   |
|          |   | 5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について | (1) 整備を進めている公共施設のフリーWi-Fiについて<br>①フリーWi-Fiはどの公共施設に設置するのか、またその設置状況<br>②フリーWi-Fiシステムの使用法、セキュリティ面などの詳細<br>③ご利用される市民の反応<br>(2) 市民活動のための施設整備をもとめて<br>①五輪後特に注目を浴びているスケートボードパークの整備<br>②市内でのキャンプやグランピングができる施設の整備<br>③市民の憩いの場となるようなフリースペース（文化活動もできる）の整備<br>（IBALAB@広場を参考に） |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者  | 発言の主題  | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|--|---|
| 6        | 大阪維新の<br>会・無会派<br>の会<br>代表質問<br>11番<br>伊東 寛光<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | <p>1. 契約書や仕様書等の適正な作成と履行確認について。</p> <p>2. 選挙の投票率を上げるために。</p> <p>3. コロナ禍における第8期介護保険事業計画の実施状況について。</p> <p>4. 本市の今後の文化振興の方向性について。</p> <p>5. 職員研修を効果的に行い、人材育成に繋げるために。</p> <p>6. 職員の配置数の適正化について。</p> <p>7. 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針について。</p> | <p>①学校給食配送業務仕様書（詳細）の問題点について。<br/>※仕様書では、受注者従業員が配送業務に従事する時間は「午前10時から午後3時」とされているのに、実際には、発注者の指示がなくとも、受注者従業員のほぼ全員が午後2時頃に帰っていることについて、執行部の見解を求める。</p> <p>②契約について原課任せにするのではなく、契約書や仕様書等の作成をサポートしたり、チェックする部署が必要ではないか。</p> <p>③委託契約等が仕様書の通りに履行されているか、原課だけではなく客観的な立場から確認をする部署が必要ではないか。</p> <p>①人が集まる施設に期日前投票所を設置してはどうか。<br/>②SNS等を活用して投票を促す仕組みづくりを検討してはどうか。<br/>※デザイン性の高い「投票済証」や、ステッカー等を作成・配布することで、「投票に行った」ことをSNSで発信してもらうきっかけを作るなどの取り組みを検討してはどうか。</p> <p>①第8期の介護サービス基盤の整備状況と今後について。<br/>②コロナ禍の状況下における計画の実施状況について。</p> <p>①本市の今までの文化振興施策について。<br/>②今後作られるという「文化芸術振興ビジョン」の基本的な方向性について。</p> <p>①研修の効果検証を実施してはどうか。<br/>②研修で学んだことを職場内で共有することを徹底してはどうか。<br/>※職員による研修の実施等についても言及する。<br/>③部長級・課長級職員の研修受講状況について。</p> <p>①残業時間や年休等の取得状況が偏っていることについて。<br/>②どのような根拠で職員の配置数を決めているのか。</p> <p>・策定に向けての具体的なスケジュールについて。</p> |
| 7        | 10番<br>左近 憲一<br><br>(質問方式)<br>一問一答                                 | <p>1. 新庁舎建設計画は総合的に何を基にして計画されたか</p> <p>2. 新庁舎建設に伴う総費用はいくらか</p> <p>3. 新庁舎がどのような建物でそれが解る設計図面が出来ているのか</p>  |   |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者                              | 発言の主題                             | 発 言 の 要 旨   |
|----------|------------------------------------|-----------------------------------|---|
|          |                                    | 4. 新庁舎建設に伴う仮移転の業務部局の選定は明確に示されているか |   |
|          |                                    | 5. 新庁舎が完成時には移転した業務部局を本庁に戻されるのか    |   |
| 8        | 18番<br>中山 佑子<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 障がい福祉課に、看護師、保健師の専門相談員を         | <p>本市の障がい福祉課では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」に基づき、支給実施しているとのことです。</p> <p>しかし、「富田林市の障がい福祉課には、医療知識に長けた看護師さんが異動になって、生活用具の給付のための申請をするのが大変なんです。」との相談を受けました。</p> <p>令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、同年9月18日に施行され、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことになりました。</p> <p>さて、医療ケア児法第20条には、「国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。</p> <p>現在、本市は、障がいのある全ての方に対し、医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保につき、どのような措置を講じていますか。現状をお聞かせ下さい。また、今後どのような措置を講じる予定ですか。</p>  |
|          |                                    | 2. クレベリンとオゾン発生器                   | <p>(1) クレベリン</p> <p>令和3年10月14日付の朝日デジタル新聞に、『富田林市が約2万個の空間除菌用品を「コロナ対策」うたい市民に支給 購入は約4000万円の税金で』という記事が掲載されました。以下、その記事の一部分を読みます。</p> <p>「最も多い1万9300セットが準備されていた「基本セット A」の内容は、空間除菌をうたう大幸薬品のクレベリンと、2種類の除菌スプレーでした。これらは医薬品や医療機器ではなく、法律上は「雑貨」に該当するものです。</p> <p>特に空間除菌については、WHOや厚生労働省など公的機関が非推奨の立場を明確にしています。空間除菌用品は人への有効性や安全性が未確立で、医薬品や医療機器として承認されていない雑貨であるため、医薬品医療機器等法（薬機法）により、新型コロナウイルスという特定の病原体への効果をうたえない商品です。</p> <p>薬機法に基づくチェックをする大阪府生活衛生課によれば、雑貨の宣伝で「コロナ対策」とうたえば、薬機法に抵触するとのこと。だから販売側は宣伝時に、直接には人への効能効果に言及しません。そんな空間除菌を、行政が「コロナ対策」として打ち出してしまったことになります。」</p> <p>つまり、本市がコロナ対策用品送付事業として、クレベリン等を支給することが薬機法に抵触すること、並びにそのために多額の税金投入したことが問題ということです。</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題               | 発 言 の 要 旨   |
|----------|-------|---------------------|---|
|          |       |                     | <p>本事業に関し、わたくしは、先の令和3年4月30日の臨時会で、3億2537万4000円のコロナ対策用品送付事業は、年度内に事業を完了することが条件となっていたにもかかわらず、結果的に延長することになったという点等を指摘し、そもそもコロナ対策事業として拙策愚策であると意見させて頂きました。</p> <p>さて、朝日デジタル新聞の指摘する薬機法違背に関し、本市の見解をお聞かせください。</p> <p>(2) オゾン発生器</p> <p>先ほどのクレベリンと同様、令和3年10月8日付の <b>BuzzFeed Japan Medical</b> にも『健康被害の恐れある空間除菌器を全小中学校・幼稚園に設置。富田林市は「コロナ対策」とアピールも効果は不明』という記事が掲載されました。以下、その記事の一部分を読みます。</p> <p>「大阪府富田林市が、新型コロナウイルス対策として効果が証明されていないオゾン発生器を、市内の全公立小中学校、幼稚園に設置していたことがわかった。販売元の会社から寄贈を受けていた。</p> <p><b>WHO</b>（世界保健機関）や厚生労働省、文部科学省は消毒剤や、ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれがあったりする場所での空間噴霧を勧めていない。」</p> <p>また、販売元の会社は、「全国で初めて救急車への設置を行ったのが富田林市で、それを足がかりに全国の自治体での救急車への設置を広げてきたと説明している。」</p> <p>(i)まず、本市教育委員会がオゾン発生器の寄贈を受けるに至った経緯を教えてください。</p> <p>(ii)次に、<b>BuzzFeed Japan Medical</b> の記事に書かれた指摘に関し、本市教育委員会の見解をお聞かせください。</p> <p>(iii)最後に、全国で初めて救急車へのオゾン発生器の設置を行ったのが富田林市であるということは事実でしょうか。</p> <p>本市は、いつから救急車に取り付けているのですか。また、令和3年3月、救急車にオゾン発生器を取り付けたとのことですが、それは買い替えでしょうか。本市における救急車へのオゾン発生器の取り付けに至った経緯を教えてください。</p> |
|          |       | <p>3. 地域猫活動について</p> | <p>本市では、不幸な猫をこれ以上増やさないために、地域に暮らす所有者のいない猫に不妊去勢手術を行い、個体数を抑制するとともに、地域で適切に飼育管理することにより、周辺の住環境の向上を図り、一代限りの寿命を全うさせることを目的とした地域猫活動を行うものに対し、不妊手術に要する費用の一部を助成する等の支援を行う「所有者のいない猫対策事業」に取り組み、本日現在、ふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングで1,443,275円の寄付金を頂きました。</p> <p>また、本事業を実施するため、富田林簡易裁判所付近にあった動物愛護法の精神に反する内容が書かれた看板を撤去して下さった町会の皆さまをはじめ、ご担当職員の皆さま、心よりお礼申し上げます。</p> <p>しかし、地域猫事業が進む中、ある市民の方から「野良猫の被害をわかっていない。魚屋の鯛を収奪、屋根裏での出産と子育て、糞尿まき散らし、ゴミ漁り、物干し布団への糞尿、植木枯れ。すべて野良猫のせい。市民の声を聞かず、議会で看板を撤去すべきだと発言したことを謝罪しなさい。」と言われました。</p> <p>さらに、本市には野良猫の殺処分を求める者が少なくなく、また、野良猫にエサをあげていたら小学生から石を投げられたという話をボランティアの方から聞きました。</p>   |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題 | 発 言 の 要 旨  |
|----------|-------|-------|--|
|          |       |       | <p>そして、わたくしは、地域猫事業を推進させるには、猫を嫌う方の理解が必要であると思いました。</p> <p>そこで、地域猫活動を理解して頂くため、平成31年3月まで使用されていた小学4年生用の教育出版の道徳副読本『心つないで4』の中にある「地いきねこってなあに」をご紹介します。</p> <p>「ぼくの住んでいる町では、さい近、のらねこがふえてこまっている。生ごみをあさったり、他人の家に入りこんで、そそうをしたりと、いろいろと問題を起こしている。役場でも、ねこ対さくの話合いが行われた。</p> <p>ねこがすきな住み人は、「のらねこも、かわいがってしつければ、なんとかなる。」というし、ねこのきれいな人は、「ずうずうしいねこが多すぎるから、役場でなんんとかして。」と、両者の言い分は正面からぶつかった。</p> <p>何度も話し合いを重ねるうち、「悪さをするのらねこも、ルールを守ってかわいがれば、行動の仕方がかわって、行ぎがよくなる。」という意見が少しずつふえ、なんとか両者の話し合いがついた。</p> <p>町内会長さん、住み人代表たちがきょう力し、「首わをつけて町でかう。」ということでまとまった。これが「地いきねこ」だ。</p> <p>えさをよる場所を町で取り決め、みんなで当番せいでそうじをしたりすることにした。つまり、ルールを決めて、町ぐるみで「地いきねこ」をかわいがろう、ということになったのである。しかし、表面てきにはまとまったように見えても、「のらねこにしたのは、ぼくたち人間だから、みんなでめんどろをみよう。」という意見と、「のらねこのめんどろをみるなんて、時間がむだだし、ひつようもない。」という意見の対立は、なかなかかい決できないやっかいな問題である。</p> <p>ねこがかわれるようになったのは、今からやく五千年前のエジプトだそうだ。もともと、北アフリカの野生リビアヤマネコが、エジプトでペットになり、ヨーロッパをへて世界中に広まったという。日本には、今から千年いじょうも前、仏教がつつたわったころ、船につんだ経典をねずみから守るため、いっしょに船に乗せられて広まったとつたえられている。ひとみがいろいろかわることから、エジプトでは、太陽をつかさどる神せいな動物、インドでは月の神とあがめられたこともあったという。</p> <p>日本には、ねこにまつわる民話がいろいろある。東京都世田谷区の豪徳寺には、「大雨にふられた大名を寺のねこが手まねきし、そのお寺がゆう福になった。」というまねきねこのでんせつがある。かしこいねこが、かい主におん返しをする話などは、かく地にのこっている。</p> <p>インターネットで調べたら、こんなことがわかった。つまり、昔からねこ人間はなかよしだった。その意味では、ぼくの町の「地いきねこ」の考え方はりっぱだと思う。</p> <p>でも、実はとてもこまったことが起きたのだ。それから数か月たったころ、首わをしていないねこが、やたらとふえてきた。地いきねこのことを聞きつけて、まわりの町の人たちが、ぼくらの町にねこをすてに来るらしいのだ。</p> <p>いったい、どうすればいいのだろうか。みんなが、このことでなやんでいる。</p> <p>みんなで、かい決の方ほうを話し合ってみましょう。」</p> <p>本市の小中学校において、社会のきまりを守り、公德心を育むためにも、地域猫をどうしたらよいかについて話し合うことは必要だと考えますが、本市の見解をお聞かせください。</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者 | 発言の主題                                   | 発 言 の 要 旨   |
|----------|-------|---|---|
|          |       | 4. ごみ事業について                             | <p>環境省による令和元年度のデータによると、南河内環境事業組合に属する自治体の中で、1人あたりのごみ事業全体に係る費用は、富田林市が15,345円と一番高額です。他の自治体は、河内長野市は1人当たり11,923円、大阪狭山市は11,450円、河南町は12,615円、太子町は12,311円、千早赤阪村は13,243円となります。なお、大阪府下での1人あたりのごみ事業に係る費用は11,633円となっています。</p> <p>また、平成30年度においても、富田林市の1人あたりのごみ事業に係る費用が14,921円と一番高額でした。</p> <p>さて、いつから富田林市が南河内環境事業組合に属する自治体の中で一番高額なのですか。なぜ、富田林が一番高額なのか、その理由をお聞かせください。</p>   |
|          |       | 5. 市民が取り替え工事費用を負担しなければならない「共有管」の老朽化について | <p>本市が所有する水道管(本管)から個人宅への引き込んでいる給水管が数世帯で共有されている共有管も、供給主体の本管と同様、老朽化が問題となっています。</p> <p>令和元年9月議会で、令和10年までの間で、水道事業が約172億円、下水道事業が約80億円の合計約250億円もの資金が必要となっており、本市の水道クライシスについて言及いたしました。この合計250億円は、飽くまで市が所有する本管の老朽化や耐震性の問題による取り替え工事費用です。</p> <p>共有管を管理するのは、その水道管の所有者及び使用者で、本市ではありません。それゆえ、共有管の所有者及び使用者である市民の方個人が老朽化による共有管の取り替え工事費用を負担することになります。</p> <p>先日、市民の方からの相談では、数軒で240万円もの共有管の改修工事費用がかかることがわかりました。</p> <p>本市の共有管は、いくつあるのでしょうか。また、水道管は、ライフラインの中でも最も重要なものと考えますが、共有管の老朽化に対しても、何らかの対策を講じていますか。本市の見解をお聞かせください。</p> |

一般質問一覧表

| 発言<br>順位 | 発言通告者                                    | 発言の主題  | 発 言 の 要 旨   |
|----------|--|--|---|
| 9        | 13番<br>村瀬 喜久<br>一郎<br><br>(質問方式)<br>一問一答 | 1. 本市における家庭<br>養護(里親・特別養<br>子縁組)促進のため<br>の取組について<br><br>2. 本市職員を対象と<br>する福利厚生・休暇<br>制度等の運用につ<br>いて<br><br>3. 本市におけるヤ<br>ングケアラーの早期<br>発見および支援等<br>のための取組につ<br>いて<br>(令和4年度から<br>の、ヤングケアラ<br>ーに関する社会的<br>認知度の向上た<br>めの集中取組期間<br>の開始を受けて) | (1) 本市内の医療機関にて、不妊治療を希望なさる方々に、あらかじめ<br>里親・特別養子縁組の存在を周知していただくことについて<br>(令和3年度の厚生労働省の研究により、本趣旨の説明を不妊治療の<br>開始前に行うことについて、「説明を受けても良い」との回答が多数を<br>占めたことを受けて)<br><br>(1) 本市職員を対象に不妊治療のための休暇を新たに創設することにつ<br>いて<br>(令和3年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員を対象とする不妊<br>治療のための休暇が創設され、令和4年1月1日から開始されること<br>を受けて)<br>(2) 不妊治療の当事者であることを周囲に知られたくない場合への配慮<br>について<br>(3) 不妊治療のための休暇の取得希望者に対し、あらかじめ里親・特別<br>養子縁組の存在の周知も行うことについて<br>(4) 性的マイノリティの当事者に対する制度の運用について<br>①本市においてパートナーシップの宣誓をしている当事者への対応につ<br>いて<br>(他の自治体において、同様の趣旨の宣誓等をしている場合への対応<br>についても合わせて)<br>②パートナーシップの宣誓等をしてはいないが、事実上同等の関係にあ<br>る場合の対応について<br>③性的マイノリティの当事者であることを周囲に知られたくない場合への<br>配慮について<br><br>(1) 児童・生徒・教職員等を対象とした「ヤングケアラー」についての<br>周知・啓発について<br>(厚生労働省により令和4年1月に配布開始予定のリーフレットやポ<br>スターの活用等も含めて)<br>(また、埼玉県での取組も参考に)<br>(2) 本市におけるヤングケアラーに関する実態調査の実施について<br>(埼玉県入間市での取組を参考に)<br>(3) 本市内の幼稚園・保育所等においてヤングケアラーの早期発見を図<br>ることについて<br>(園児の送迎を、親ではなく兄や姉が担っている場合等の対応について) |